

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## West African Development Bank（証券コード：ー）

### 【新規】

長期発行体格付	A
格付の見通し	安定的

### ■格付事由

- (1) West African Development Bank (Banque Ouest Africaine de Développement : BOAD) は西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) 加盟国 8 カ国を対象に、インフラ、エネルギー、農業、デジタル分野などへの中長期資金供給を行う国際開発銀行 (MDB)。UEMOA 加盟国の均衡ある経済発展の促進と域内経済統合への貢献を設立目的とし、加盟国にとって代替困難な重要な政策金融機関としての役割を担う。格付は、域内および域外株主からの強い支援、優先債権者としての地位の享受、比較的良好な資本水準、安定した収益力と潤沢な流動性を反映している。他方、融資対象先の信用力が総じて低いことが制約である。以上より、JCR では BOAD の長期発行体格付を「A」、見通しを「安定的」とした。
- (2) 1973 年に UEMOA の開発銀行として設立され、本部はトーゴのロメに所在する。株主は域内株主である UEMOA 加盟 8 カ国および西アフリカ中央銀行 (BCEAO) ならびに、ドイツ、フランス、ベルギー、中国、モロッコ、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、インド輸出入銀行などからなる域外株主も参画している。UEMOA の開発金融機関としての地域性を色濃く反映しつつ、複数の信用力の高い域外株主に支えられ拡張する株主基盤を有する。加盟国および関連機関による資本拠出が継続的に実施されてきたことは、今後においても相応の資本バッファを維持し、一定のストレス耐性を確保する蓋然性をサポートするものである。
- (3) 設立協定において、BOAD およびその職員は訴訟の対象とならない、BOAD の資産は加盟国による収用・差し押さえを受けない、加盟国の規制措置を受けないなど、他の MDB と同様の特権・免除が規定されている。ソブリン向け融資債権はパリクラブにおける債務救済措置の対象としないことが慣行として認められており、BOAD はかかる優先債権者としての地位 (PCS) を享受している。
- (4) BOAD はガバナンス、融資対象などの面で UEMOA およびその加盟国との強く結びついている。UEMOA の閣僚理事会が BOAD の最高意思決定機構であり、BOAD の理事会は UEMOA の閣僚理事会に直接レポートする。BOAD の運営には UEMOA の閣僚理事会の政策意図が直接反映されるガバナンス体制がとられており、UEMOA および加盟国政府との緊密な連携関係を有する。融資対象が UEMOA 加盟国であることは、マクロ経済の相関が高い加盟国への集中リスクと見做せる一方、ユーロペッグの通貨制度による為替の安定、コンバージェンス基準がもたらす低インフレと財政規律は加盟国の債務償還を下支えする要素である。
- (5) 2020 年 9 月に決定した 5 カ年計画「Djoliba」の下、5 年間で株主資本を倍増し融資コミット総額を 50% 以上拡大する目標が設定され、融資実績は目標を上回り投資実績も目標を達成した。2026 年 3 月に BOAD 理事会は 2026-30 年を対象とした新たな 5 カ年計画を承認した。計画では、①エネルギー転換②インフラ融資③農業・農業関連ビジネス④社会セクター（教育・保健）⑤不動産⑥金融機関⑦気候変動への強靱性⑧民間部門支援の 8 つを優先分野として設定し、証券化子会社や、今後設立する民間部門融資専門会社や投資顧問会社などを含む総合的な銀行グループとして運営する方針を明らかにしている。5 年間の融資額については 6.5 兆 CFA フランへと前計画から倍増する目標を設定した。BOAD の財務運営は総じて保守的であり、25/12 年末時点の自己資本比率は 35% 台半ばと、A レンジの MDB の中でも比較的厚い水準を維持している。これは、「Djoliba」計画に基づいて実施された総額 15 億米ドルの増資が成功裏に完了したことを反映している。同増資は、既存および新規株主による 9 億米ドルの資本拠出（2025 年末時点で約 8 億米ドルが払込済み）

と、ハイブリッド債による7億米ドルの調達から構成されている。業務拡大の下で一定の資本バッファを維持していくことができるか、中期的な増資計画の進捗を注視していく。

- (6) 貸出金が総資産の約60%を占めており、加盟国向けのソブリン融資および民間向け融資が主要な構成要素となっている。融資先の信用力は総じて見劣りする水準にあるが、案件選別の厳格化、保険や保証の活用、PCSの享受を通じ、信用リスクの抑制が図られてきた。不良資産比率は2%台前半と低位に抑えられ引き続き低下トレンドにあり、引当政策も保守的で国際的な会計基準に基づき随時更新されている。域内の政治環境には不安定さが残り一部の融資先の経済は一次産品へ依存度が高く対外的な変動に影響を受けやすいという制約はあるものの、現時点において UEMOA はマクロ経済政策への高い信認に支えられて金融面と為替レートの安定を実現している。域内出資国政府は、政治的な不安定事象にもかかわらず BOAD を常に支持している。
- (7) 収益は主として貸出からの利息収入によって構成されており、近年は安定して純利益を計上している。利益は自己資本の強化に充当され配当は行われていない。流動性は潤沢である。資金調達手段は、他の国際機関からの借入、国際・地域市場へのアクセスによる債券発行、私募および公募のハイブリッド債、証券化など多様化が進んでおり、市場環境の変動に対する耐性は相応に確保されている。

(担当) 杉浦 輝一・増田 篤

## ■ 格付対象

発行体 : West African Development Bank

### 【新規】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

## 格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年5月1日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一  
主任格付アナリスト：杉浦 輝一
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) West African Development Bank
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・格付関係者が提供した監査済財務諸表  
・格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：  
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル